

## 2011年10月28日「渡利の子どもたちを守れ」政府交渉報告

渡利の子どもたちを守る会 (Save Watari Kids)、子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、福島老朽原発を考える会、FoE Japan の主催で、10月28日、福島みずほ事務所の協力より、参議院議員会館講堂で政府交渉「渡利の子どもたちを守れ」が開催されました。政府側出席者は下記のとおりです。

## ○原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム 総括班 金城企画官  
同 放射線班 茶山秀一課長  
同 住民安全班 植田室長

## ○資源エネルギー庁 原子力損害対応室 市川紀幸課長補佐

## ○原子力安全委員会事務局

管理環境課安全調査副管理官 橋本周  
管理環境課安全調査副管理官 山田裕  
規制調査課規制調査官 佐々木潤

## ○文部科学省

科学技術・学術政策局 原子力安全課専門官 加藤隆行  
研究開発局 原子力損害賠償対策室係長 宮地俊一

参加者は約 300 名の参加で、うち渡利から 20 名の住民の方々が参加されました。

冒頭、「渡利の子どもたちを守れ！」緊急署名の提出を行いました。1 か月弱の短期間ながら、世界中から 11,879 筆の署名が集まりました（うち、渡利・小倉寺・南向台から、1,225 筆、それ以外の福島県から 2,654 筆）。要請内容は、下記のとおりです。

1. 渡利周辺の特定避難勧奨地点について、世帯ごとではなく、地区全体として指定すること
2. 特定避難勧奨地点の指定に際して行う詳細調査について、山際の一部地域だけでなく、地区全域において再度実施すること、1cm の高さでの線量や屋内、側溝や用水路を含め、測定ポイントを増やすこと、土壌汚染についても調査すること
3. 子ども・妊婦のいる世帯について、伊達市や南相馬市の例にあるように、一般の基準よりも厳しい特別の基準を設けること
4. 積算線量の推定及び避難勧奨指定に際しては、原子力安全委員会の通知に従い、全ての経路の内部被ばくと土壌汚染の程度を考慮に入れること
5. 避難区域外からの「自主」避難者への補償、残った者への補償が確実に行われるようにすること、国及び市による立替払いを実施すること
6. 指定に際しての説明会は、決定を通知する場ではなく、住民の意見を聴取する場とし、その結果を指定の検討に反映させること

上記の要請項目本日の交渉の結果、下記の 5 項目の住民からの強い要請について、「責任をもって検討する」との回答を得ました。

1. 渡利全世帯を対象とし、屋内も含めた詳細調査をやりなおしてほしい。
2. 年 20 ミリシーベルトを超える 2 世帯について、なぜ避難勧奨地点の指定がなされなかったのか、指定のプロセスも含めて、納得のある説明を求める。
3. 南相馬市の「50cm 高 2 マイクロシーベルト/時以上」という子ども妊婦のいる世帯への指定基準に関して、福島市においても平等に適用してほしい。
4. 除染を優先するといっても、その具体的なめどはたっていない。除染をして、十分その効果が確認されるまで、子ども・妊婦が避難できるような予算措置を行ってほしい。
5. 国として、上記の要請や質問について、渡利において説明会を開催してほしい。

交渉の間の主たる質疑は下記のとおりです。

#### ◆避難勧奨地点の指定について

市民側. 渡利と小倉寺で 20 ミリの指定基準を超えた 2 世帯について、今回指定を見送ったのはどういった判断基準によるのか

政府側. 2 世帯とも避難を希望しなかったため。また、地域の端に位置しているというロケーションの特徴。

市民側. それは、6 月 16 日付の原子力災害対策本部の文書に書かれている手続きと違う。まず指定をおこない、避難するかどうかは当該世帯が判断するのではないか。伊達市などでも同じように各世帯に避難の意向をきいているのか。そうでないのであれば、なぜ福島市においては、指定を行わなかったのか。また、「端」だから指定しないというようなことは、6 月 16 日付の原子力災害対策本部の文書には書かれていない。恣意的な運用ではないか。

→結論：文書での回答を求める。

#### ◆避難勧奨地点の「面的」な指定について

市民側：高線量が点ではなく面的に広がっていることや、汚染が進行する地形的特性からも、地点ではなく地区全体の指定が求められるが、これを制度の運用により直ちに行うべきではないか。

政府側：国の基準はあくまで年 20 ミリシーベルトであり、生活全般を通じての 20 ミリということでの指定を行うもの。

市民側：自宅の庭先で 5 マイクロシーベルト超などなら。そんな状況をわかっているのか。納得できない。

→結論なし。要請については検討してもらう。

#### ◆詳細調査の再実施について

市民側：渡利周辺の特定避難勧奨地点の詳細調査に関して、渡利の一部の世帯しか調査が行われなかった（約 10 分の 1）。渡利周辺の特定避難勧奨地点の詳細調査に関して、渡利の一部の世帯しか調査が行われなかった。

政府側：国としては除染をしっかりとやっていくという結論。除染の前に調査は行う。

市民側：除染がはじまるのはいつか。

政府側：仮置き場が決まっておらず、めどがたっていない。

市民側：おかしいではないか。いますぐ、詳細調査をおこなってほしい。渡利の現状をきちんとみてほしい。

政府側：検討する。

→結論：政府側が検討し、いつまでに回答をだすかについて早急に答える。

◆なぜ、長いこと放置されたか

市民側：渡利・大波・小倉寺・南向台など、当初から線量が高い地域において、特定避難勧奨地点のための詳細調査が8月まで行われなかったのはなぜか。

政府側：自動車サーベイなどを行ったり、その結果を検討したりして、調査の遅れによりご心配をおかけした。

市民側：6月の時点から高い線量が記録されていた（3マイクロシーベルト以上の箇所多数）。それが4か月も放置されたのはおかしい。さらに除染をしたあとの計測というのはおかしいではないか。

政府側：(明確な回答なし)

◆なぜ、南相馬市において採用されている、子ども・妊婦のいる世帯における「50cm 高2マイクロシーベルト/時」という基準が、福島市において適用されていないのか

政府側：南相馬市の場合は、1メートル高3.0マイクロシーベルト/時以上の地点があり、その近傍において、家族構成なども踏まえた検討のための参照基準として、「50cm 高2マイクロシーベルト/時」とした。

市民側：渡利地区で50cm 高で5.4マイクロシーベルト/時を記録した世帯の指定について、どのような検討がなされたのか。指定しなかったのはなぜか。

政府側：国としては、あくまで1メートル高で、年20ミリシーベルトを基準としている。50cm 高で5.4マイクロシーベルト/時を記録した世帯は、1メートル高で2.2マイクロシーベルト/時であった。50cm 高はあくまで参考。

市民側：子どもの背丈を考えた時、むしろ50cm 高での線量が重要なのではないか。

政府側：明確な回答なし。

◆50cm 高で2マイクロシーベルト/時を超える世帯は詳細調査が行われた世帯では渡利・小倉寺・南向台で何世帯あったか。

政府側：渡利で162世帯、小倉寺で118世帯、南向台で29世帯。

市民側：そのうち、子どものいる世帯は何世帯か？

政府側：(明確な回答なし) →文書での回答を求める。

市民側：それでは、福島市における、「子ども妊婦の配慮」とは何か？

政府側：(明確な回答なし)

市民側：原子力安全委員会は、5月2日に、「20ミリの安全だと言った委員はいない。また、現在、福島市は「現存時被ばく状況」にあり、1～20ミリの下方に参照レベルを設けて下げていくべきとしている。

再度、原子力安全委員会に、子ども・妊婦について、配慮すべきかについてお聞きしたい。

原子力安全委員会：子ども・妊婦は、放射能に関する感受性が高いため、配慮が必要。

市民側：政府内で統一がとれていない。原子力安全委員会の指摘を踏まえ、対策本部としても検討を求める。

政府側：検討する。

◆市民側要請：除染による効果がでるまで、子ども・妊婦を優先的に避難させるべき。そのための費用を国がだすべき

政府側：最大限検討する。そのための既存の制度と言うことに関しては即答はできない。

◆積算線量の推定及び避難勧奨指定に際しては、原子力安全委員会の通知に従い、全ての経路の内部被ばくと、渡利地区ではチェルノブイリの特別規制ゾーンに相当する汚染が見つまっている土壤汚染の程度を考慮に入れるべきであると考えられるが、考慮に入れられていない。なぜか。

政府側：迅速な地域指定を行うためには、土壤汚染の結果を用いるのは時間がかかってしまう。また、放射能防護の観点から、土壤汚染を指標に用いるのは正当化されない。あくまで人体への影響としてのSvで判断すべき。ロシアからの専門家は、50ミリシーベルトを基準として言っている。

(時間切れでこれに対する反論はできませんでしたが、「50ミリシーベルト」というのは日本政府としての見解か、ということをお聞きしたいです。)

◆渡利・大波・小倉寺・南向台など、当初から線量が高い地域においては、6月の時点から住民説明会を行うべきという要請があったにもかかわらず、9月、10月に至るまで説明会が行われなかったのはなぜか。

政府側：7～8月モニタリングを行った。また、自治体と協議を行った。その結果、大波で9月3日、渡利で10月8日の説明会開催となった。

(時間切れでこれに対する反論はできませんでしたが、国は、上記のように土壤汚染の結果を考慮に入れない理由の一つとして、「迅速な地域指定」をあげています。モニタリングや自治体との協議で、4か月もの時間がかかるのでしょうか。)

参加者より下記の発言がありました。

「まるで、福島市は、絶対に指定はさせないという方針のようだ。なぜ、南相馬と違うのか。指定しないでくれと言っているのは、県なのか、市なのか」

「南相馬の子どもと、福島市の子どもと、放射線に対する感受性に差があるとでもいうのか。うちの子どもは、耐性が強いとでもいうのか」

「うちには小さな子どもがいる。それなのに、庭全体で3マイクロシーベルトを超える高い線量となっている。線量計が振り切れる箇所もざらだ。詳細調査をやりなおしてほしい。」

「渡利の住民が、ここまで要請している。それを国は無視できるのか。誠意をもって検討してほしい」

「なぜ、1メートル、3マイクロにこだわるのか」

「文科省は、激論のすえ、20ミリシーベルトについては棚上げにし、1ミリシーベルトを目指すと言った。そのようなことは経済産業省はできないのか」

結果として、国はこれらの批判や疑問にきちんと答えることはありませんでしたが、今後も粘り強く交渉を続けていくつもりです。

(満田夏花／国際環境 NGO FoE Japan)